

改正

令和元年12月20日条例第28号

佐久市臼田文化センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、歴史、民俗、産業、美術及び自然科学等に関する資料を収集し、これを展示又は保存することにより住民の教養の向上、調査研究等に広く住民の利用に寄与し、もって市文化の向上に資するため、文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市臼田文化センター	佐久市下越248番地12

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日及び火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日の翌日

(3) 前号に掲げる日が月曜日及び火曜日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休館日に当たらない最初の日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(入館料)

第5条 入館料は、無料とする。

(資料の利用)

第6条 センターの資料等を利用しようとする者は、許可申請を教育委員会に提出し、その許可を得なければならない。

(損害賠償)

第7条 市長は、センターの入館者が故意又は重大な過失により建物及び展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、当該入場者にその損害を賠償し、又は原状に回復するよう命ずることができる。

(職員)

第8条 センターに館長及び所要の職員を置く。

(運営委員会)

第9条 センターに関する必要な事項を協議するため、臼田文化センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、センターの運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 運営委員会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の定数は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の臼田町文化センター設置条例（昭和56年臼田町条例第1号）の規定によりみなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりみなされたものとみなす。

附 則（令和元年12月20日条例第28号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○佐久市臼田文化センター条例施行規則

平成17年4月1日教育委員会規則第38号

改正

令和元年12月20日教委規則第5号

佐久市臼田文化センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市臼田文化センター条例（平成17年佐久市条例第216号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 佐久市臼田文化センター（以下「センター」という。）に入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、備品、資料等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 館内においては静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 資料及び備品を許可なく外に持ち出さないこと。
- (5) 火災及び盗難に注意すること。
- (6) 館長及び職員の指示に従うこと。

(館長等の職務)

第3条 館長は、上司の命を受けてセンター業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受けて分掌事務をつかさどり、職務に従事する。

(運営委員会)

第4条 条例第9条第1項に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の臼田町文化センター管理運営規則（昭和59年臼田町教委規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年12月20日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。